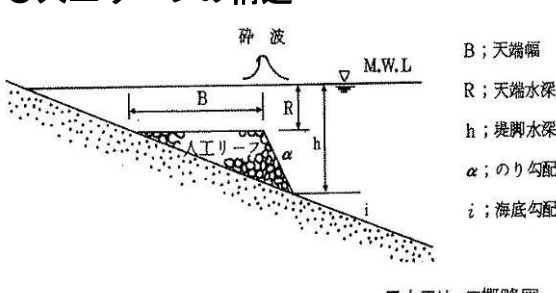
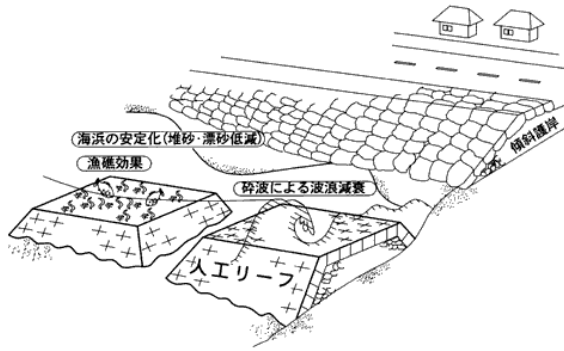


個票 17 人工リーフの設置 [海 2(2)③4-1]

(2010年作成)

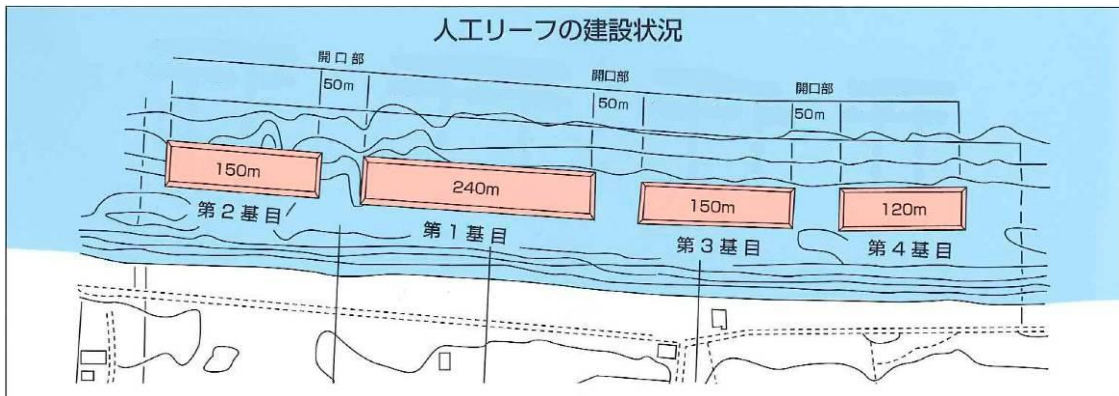
配慮の視点	種の多様性への配慮	配慮項目	野生生物の生息・生育環境の保全・創出
配慮事項	空隙の多い環境の保全		
配慮事例	人工リーフの設置		

内容	<p>●人工リーフの設置</p> <p>【解説】</p> <p>人工リーフは、砂浜の浸食を防ぎ漂砂を堆積させ、砂浜を復元する本来の機能に加え、海藻による水質浄化や漁礁としての機能も果たします。施工に際し、凹凸面のある基質を用いることで、効果的に海藻を繁茂させ、魚介類を蝟集させることができます。</p> <p>【具体的な工法・配慮事項】</p> <p>●人工リーフの構造</p>  <p>■人工リーフ概略図</p> <p>① 海岸から少し沖の海底に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁(幅広潜堤)で、マウンド状に積み上げた自然石又は砕石と、表面の吸い出し防止材により構成されます。</p> <p>出典:2</p> <p>●人工リーフの効果</p> <p>人工リーフは海岸保全施設としての防災機能に加え、海岸の利用や、海岸環境の改善機能も期待されます。</p> <p>—海岸保全目的—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸への打ち上げ高，越波量などの低減 ・海浜の安定化(沿岸漂砂量の低減，堆砂，流出防止) <p>—海岸利用・環境改善目的—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海域利用のための静穏域確保 ・岸向きの流れを利用した水質の改善 ・魚礁効果(水産生物の着生機能など) <p>●人工リーフの動向</p> <p>従来の海岸堤防は、短期間に整備が可能な直立護岸と消波工による整備(線の防護方式)がなされていましたが、平成11年に公布された「海岸法」において、従来の「海岸の防護機能」に加え、自然環境や利用に配慮した海岸整備を進めていくこととされたことから、人工リーフや傾斜護岸などを組み合わせた「面的防護方式」が、今後、海岸整備の基本となっていくこととなります。</p>
----	--



出典:3

【事例】



出典:1

【場所】

兵庫県西淡町 慶野松原

【環境配慮の内容と方法、工法】

- ・ 慶野松原海岸は主に冬季風浪による侵食が著しく約 50 年間に砂浜が 50m 後退していると推定された。
- ・ 亜熱帯地域の珊瑚礁をヒントに景観を損なうことなく砂浜を安定させる工法である「人工リーフ」により昭和 58 年度から整備に着手し、平成 7 年度には 4 基 (L=660m) の整備を完了した。

留意点

参考資料

- 1 「白砂青松の慶野松原海岸」兵庫県洲本土木事務所
- 2 「自然共生型海岸づくりの手引き」農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省港湾局・国土交通省河川局
- 3 「人工リーフ」(社) 電力土木技術協会 HP
(<http://www.jepoc.or.jp/tecinfo/tec00051.htm>)